

第 I 部 計画の策定にあたって

(白 紙)

第1章 行動計画の概要

第1節 行動計画策定の背景及び趣旨

近年の、わが国における少子高齢化の進行は、高齢人口の増加と年少人口の減少という人口構造の変化をもたらしており、平成20年の合計特殊出生率は1.37となる等、次世代を担う人材の減少や経済社会の将来に与える影響が懸念されています。

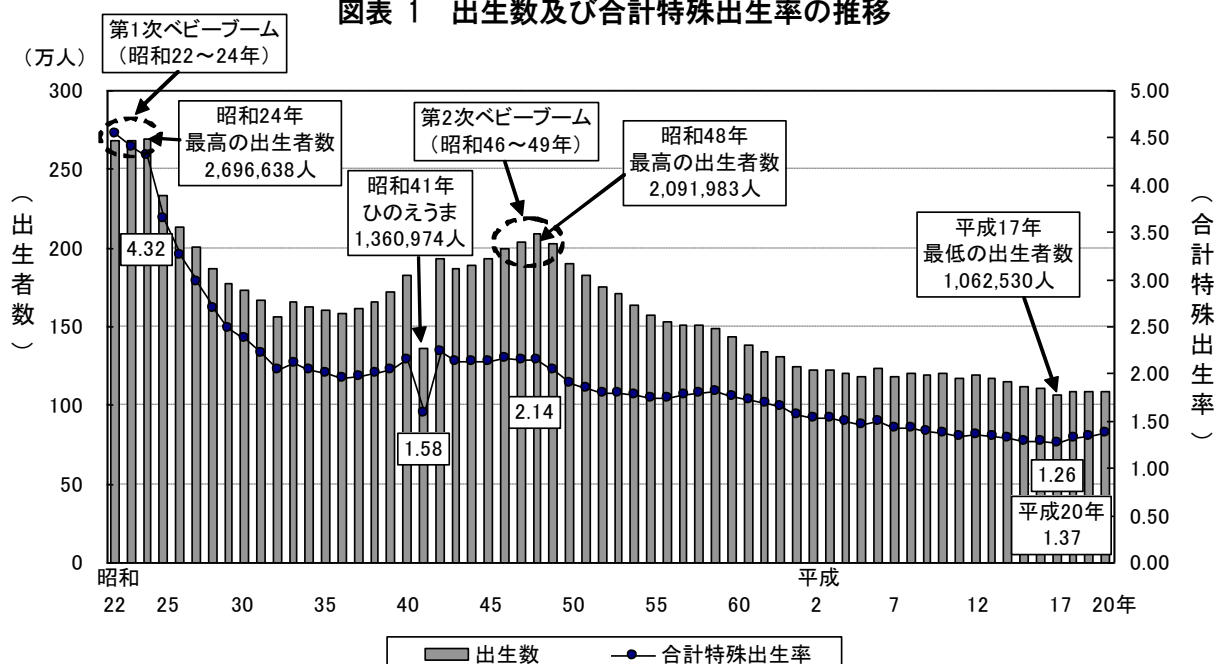
神栖市における出生率は、県内でも上位にあります。将来的には減少も懸念されます。

こうした事態に取り組むために、国では、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかし、予想以上の少子化の進行が見られることから、平成18年に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図っています。平成19年にとりまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を二本の柱とする新たな対策の必要性が指摘されました。

この「神栖市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」では、前期計画において残された課題及び新たな課題、国の新たな対策を踏まえ、神栖市において、今後めざしていく子育て支援のあり方や具体的な目標を定め、地域や家庭で子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることのできる社会の実現に向け、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的として策定します。

図表 1 出生数及び合計特殊出生率の推移



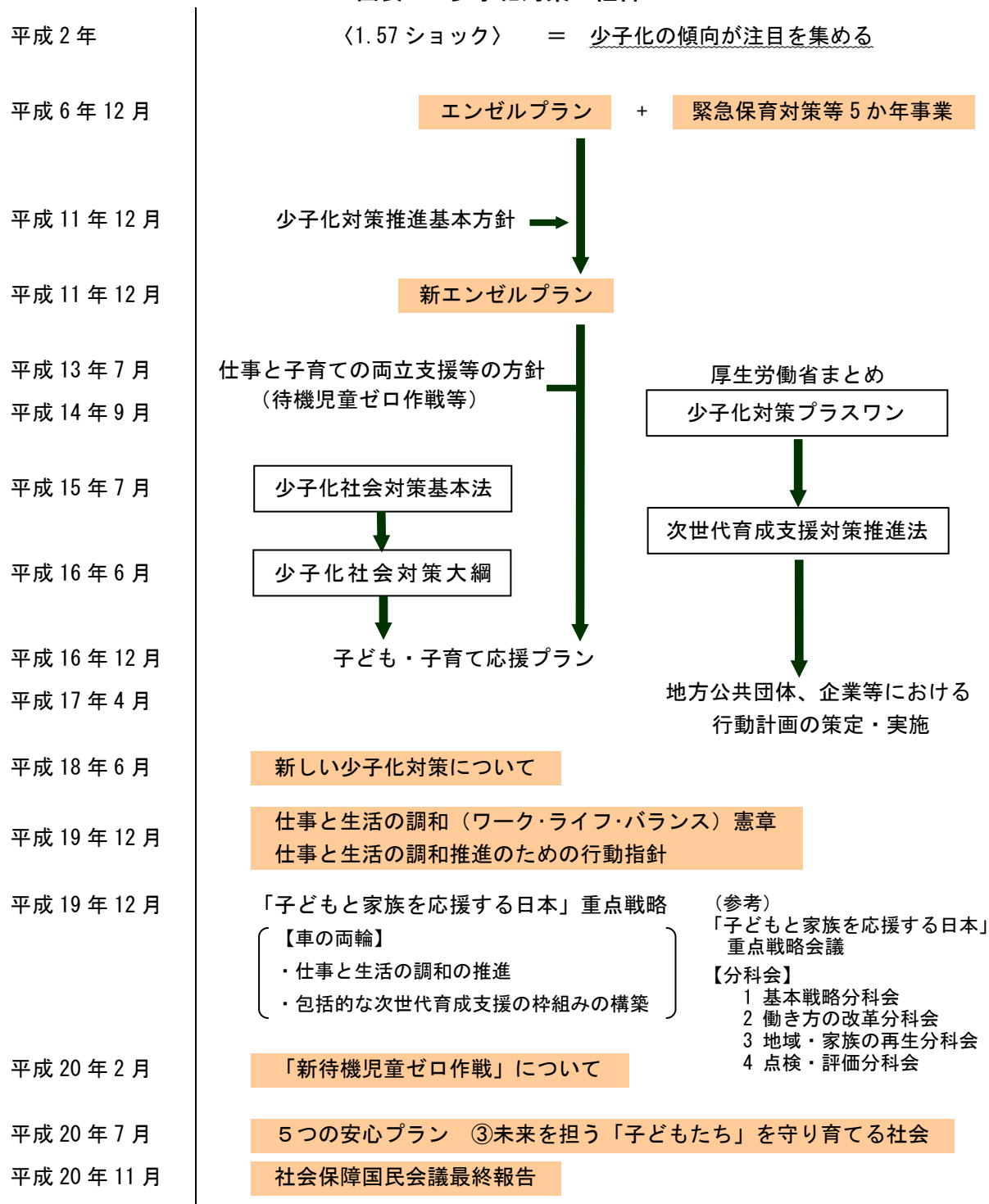
資料：人口動態統計（厚生労働省）

1 少子化対策の経緯

わが国では、平成2年の「1.57ショック」を契機に、本格的な少子化対策が進められ、法的な整備が図られてきましたが、人口動態統計では、平成20年の合計特殊出生率は1.37となる等、全国的に少子化の進行がみられます。

近年では、「働き方の見直し」といった雇用政策面の重視や、少子化対策は未来への投資と考え、必要な制度を拡充していく方向が示されています。

図表 2 少子化対策の経緯

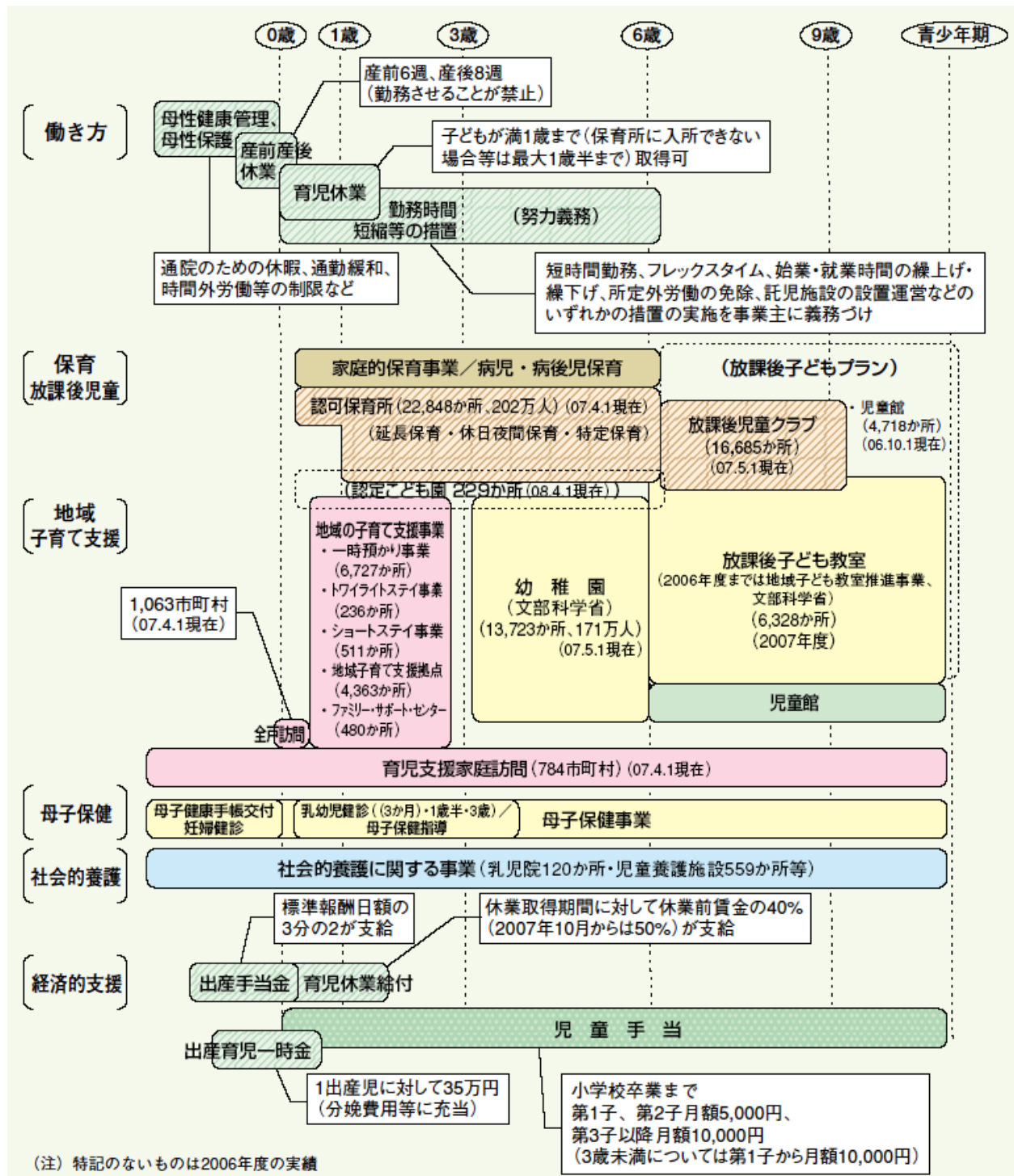


資料：平成 21 年度少子化社会白書（内閣府）

2 子育て家庭を取り巻く制度について

「次世代育成支援対策推進法」の制定から今日まで、国においてはさらなる次世代育成支援対策、少子化対策として、子育て家庭支援の取り組みを強めており、特に近年では、多様な働き方の選択と結婚や出産・子育てとが二者択一にならないよう、社会的な制度や地域の子育て支援サービス基盤を整備していくことが求められています。

図表 3 子育て家庭を取り巻く制度



資料：平成20年度厚生労働白書（厚生労働省）

3 計画の基本的な視点

次世代育成支援地域行動計画の策定にあたっては、平成15年（2003年）に国が示した指針では、計画策定に関する基本的事項として8つの視点が示されましたが、後期行動計画の策定にあたっては、新たに「仕事と生活の調和実現の視点」が加わりました。

国の示す計画の基本的な視点は、次のとおりです。

（１）子どもの視点

すべての子どもの人権と利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、個性を発揮し、自立心や社会性を養い、思いやる心を育むことができるよう、子どもの生活にゆとりを確保し、のびのびと成長できる教育を進めます。また、自然とのふれあいの機会、多様な体験の場等の提供により、子どもが健やかに育っていける環境づくりを整備します。

（２）次代の親づくりという視点

子育てにより成長するのは、子どもだけではなく、子育てを通じ、親もまた日々成長していきます。次代に親となる男女が、子育ての大切さや喜び、楽しみを感じ、親としての自覚と責任を持ち、子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進します。

（３）サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援の必要状況も多様化しているため、子育て家庭の就労形態による特性を踏まえながら、個別の利用意向に柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立って、総合的に取り組みます。

（４）社会全体による支援の視点

基本的に子育ては家庭で責任を負うものですが、家庭の養育機能の低下や子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子育てを個人や家庭で解決されるべき問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として考え、支援していきます。

（５）仕事と生活の調和実現の視点（後期計画よりの新たな視点）

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するために、本市らしい仕事と生活の調和について実現のあり方を、市や企業をはじめとする関係機関が連携して取り組み、子育てをしながらでも安心して働くことができるなど、自分らしく暮らすことのできる環境づくりを推進します。

（６）すべての子どもと家庭への支援の視点

核家族化の進行の結果、子育てを学ぶ機会や近隣とのつながりが希薄化し、子育てに対する不安や孤立化といった問題が生じており、共働き家庭やひとり親家庭だけでなく、専業主婦家庭も含めたすべての家庭に対して、子どもの成長過程に応じた支援を行います。

（７）地域における社会資源の効果的な活用の視点

急激な社会変化の中で、子どもたちを取り巻く生活環境も大きく変化し、子ども連れの外出が困難になったり、昔のように子どもが身近に自然とふれあう機会が少ない状況であることから、子育てに関する活動を行っているさまざまな地域活動団体、社会福祉協議会、民間事業者、主任児童委員等をはじめとする地域の人材や、児童館、公民館、学校等といった地域における社会資源の活用により、子どもたちが安心して生活できる環境づくりを推進します。

（８）サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できるよう、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。

少子化、核家族化の進行や子どもを取り巻く環境の変化により、育児不安や育児補完機能への利用意向が増えていることから、個々の家庭状況に応じた、最適なサービスの提供を推進します。

（９）地域特性の視点

近年、家族のきずなや地域の連帯が薄くなっているといわれ、家族、地域の大切さが再認識されています。地域の特性を生かしながら、地域の問題はできる限り地域で解決できるように地域コミュニティの体制づくりを推進します。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の法的位置づけ

「神栖市次世代育成支援行動計画（後期計画）」は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき策定されるものです。

また、前項で国の示す基本的な9つの視点のほか、少子化対策、子育て、人権等に関連する法令、制度との整合を図ります。

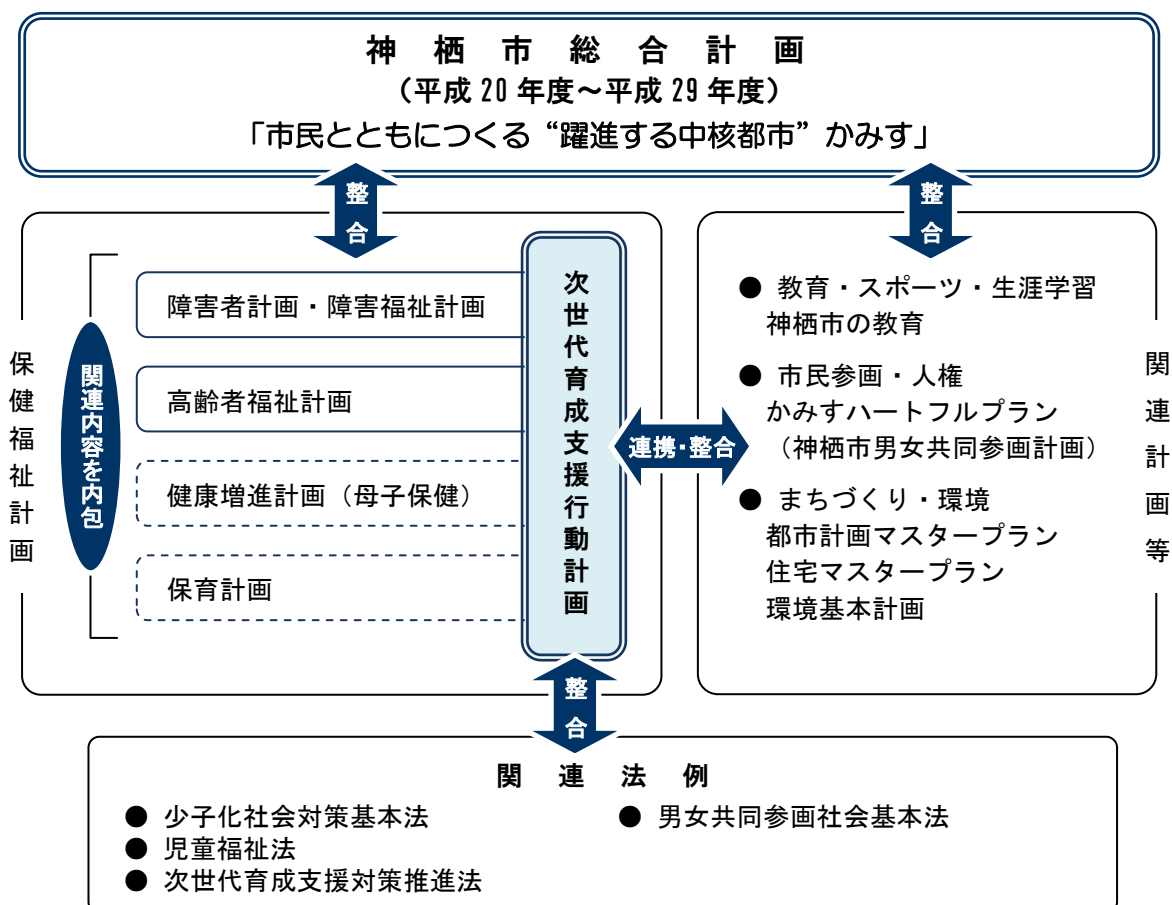
2 計画の対象

この計画は、18歳未満のすべての子どもと、子どもに関わる家庭・地域・企業・各種団体など、地域社会を構成するすべての市民が対象になります。

3 関連計画との調和

他の計画との関係については、「市民とともにつくる“躍進する中核都市”かみす」（神栖市総合計画）をはじめ、子どもやまちづくりに関する上位計画、関連計画等との連携・整合を図るほか、保健福祉計画においては、障がいのある子どもへの支援、高齢者の生きがいづくり、母子保健分野、保育計画等、関連する内容について内包する計画です。

図表 4 関連計画

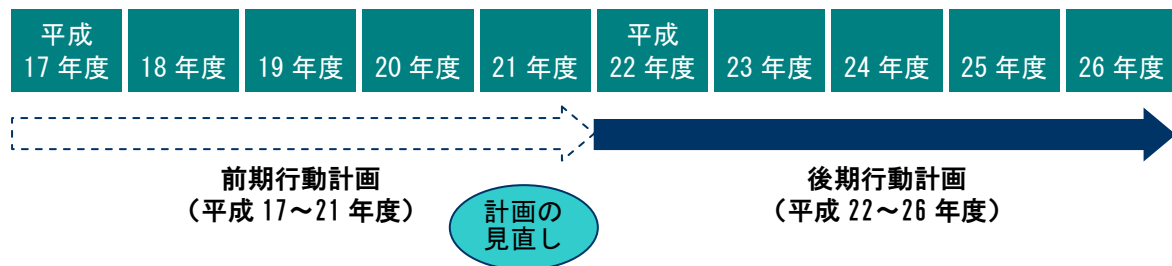


第3節 計画の期間

この計画の計画期間は、平成22年度～26年度の5ヵ年です。

ただし計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行います。

図表 5 計画期間



第4節 計画策定にあたって

計画策定にあたっては、庁内及び関係機関との十分な協議、関係者との協議、子育て家庭の現状や意向等、幅広い意見を計画見直しに反映するよう努めました。

○ 庁内検討委員会による協議

次世代育成に関する総合的な施策検討にむけて、庁内職員で構成する「神栖市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会」（以下、「検討委員会」とします。）による協議を行いました。

検討委員会は、平成21年7月から平成22年3月までに全4回を開催しました。

○ 地域協議会による協議

関係団体、保育所（園）・幼稚園の代表、子育て支援団体、小・中学校の代表等を委員とする「神栖市次世代育成支援地域協議会」（以下、「地域協議会」とします。）による協議を行いました。

地域協議会は、平成21年8月から平成22年3月までに全4回を開催しました。

○ 調査の実施

就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭、中高生を対象に、計画策定にむけてのご意見をお聴かせいただくために意向調査を実施しました。

＜参考＞ アンケート調査の実施概要

① 調査対象及び調査方法等

調 査 対 象	1. 就学前児童のいる世帯 2. 小学生児童のいる世帯 3. 中高生
抽 出 法	無作為抽出
調 査 方 法	1. 郵送配付・回収（就学前児童のいる世帯） 2. 学校配布・回収（小学生児童のいる世帯・中高生）
調 査 時 期	平成20年12月

② 回収結果

区 分	配布数（票）	回収数（票）	回収率（％）
	A	B	B/A
就学前児童のいる世帯	2,000 票	954 票	47.7%
小学生児童のいる世帯	2,800 票	2,242 票	80.1%
中高生	1,300 票	1,162 票	89.4%

第5節 計画の構成

この計画は、次のような構成となっています。

第Ⅰ部 計画の策定にあたって

次世代育成に関する法律や制度といったこの計画の背景や概要、本市の子育ての現状や前期計画での課題をまとめています。

第Ⅱ部 計画の基本的な考え方

計画期間における児童数やサービスの見通し、基本理念（めざす姿）や基本方針（実現への取り組み方）を表します。

第Ⅲ部 施策の展開

各施策における計画期間の取り組み概要、目標値を明らかにします。

第Ⅳ部 計画の推進

計画期間における計画推進体制、進捗や評価の進め方を示します。

資料編

この計画の策定経過に関する情報を掲載しています。

第2章 子育て家庭を取り巻く現状

第1節 本市の概況

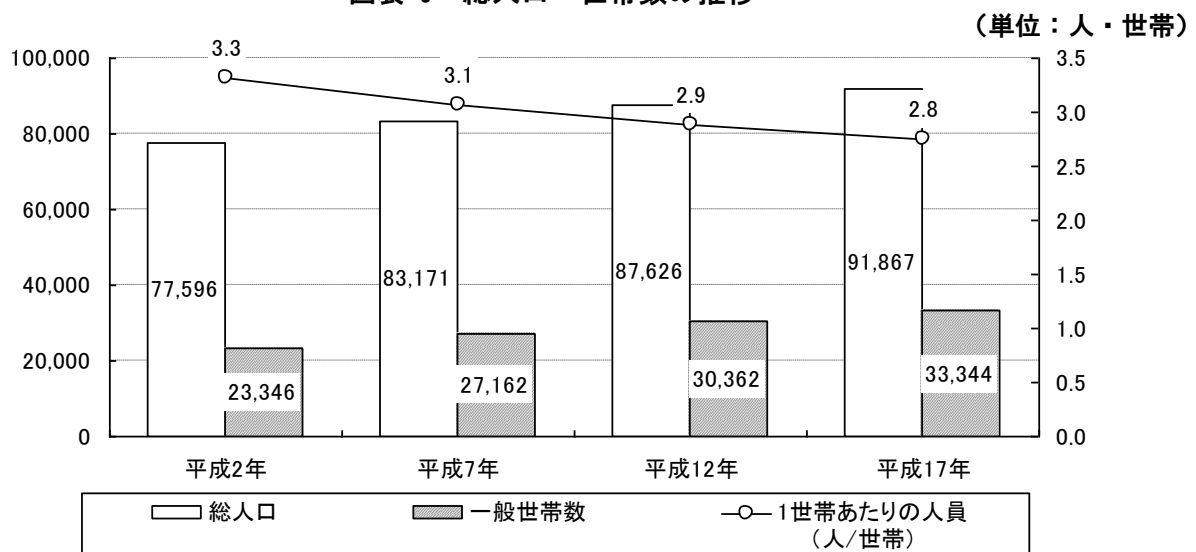
1 人口・世帯

本市の総人口は増加傾向にあり、平成17年には91,867人となっています。

また、3区分による総人口の推移をみると、年少人口は減少、老年人口（65歳以上）が増加しており、いわゆる少子高齢化の進行がみられます。

世帯数については、人口と同様、増加傾向にあるものの、1世帯あたりの人員は、減少傾向にあります。特に平成12年以降は、3.0人を下回っており、平成17年には1世帯あたりの人員が2.8人となっていることから、核家族化、小家族化が進んでいることがうかがえます。

図表 6 総人口・世帯数の推移



図表 7 総人口・世帯数の推移

(単位：人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	77,596	83,171	87,626	91,867
年少人口 (0～14歳)	16,818	15,753	15,084	15,077
生産年齢人口 (15～64歳)	53,877	58,688	61,388	63,681
老年人口 (65歳以上)	6,897	8,730	11,013	13,104

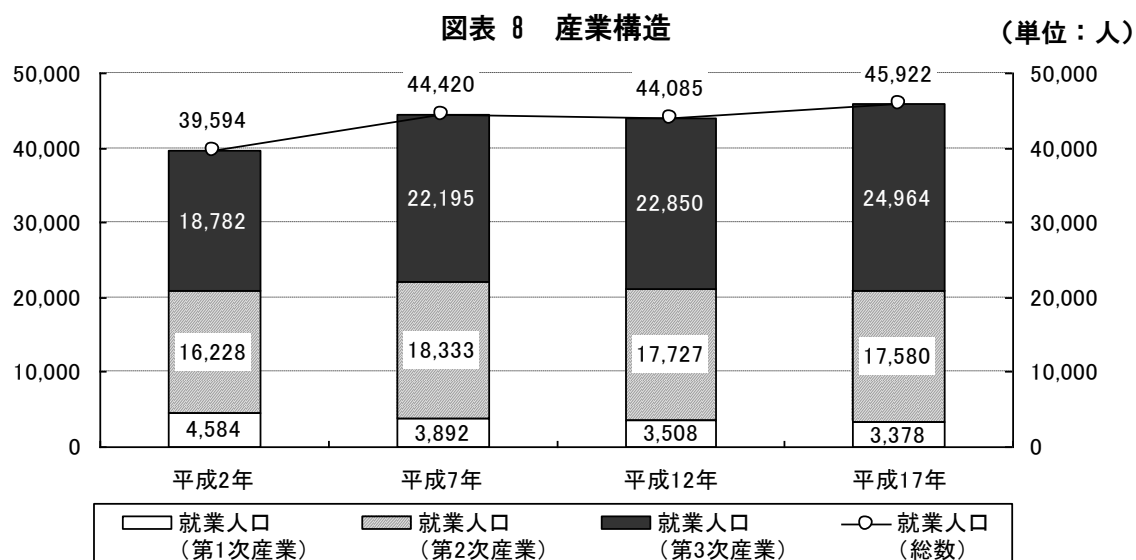
※ 総人口は年齢不詳も含む

資料：国勢調査

2 産業構造・女性の就業状況

(1) 産業構造

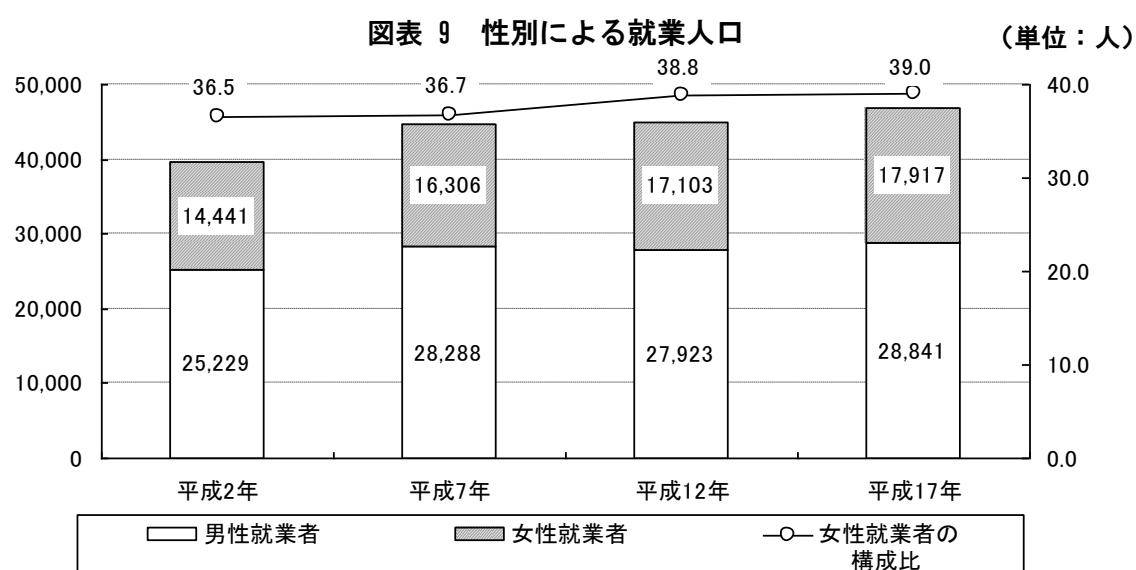
本市の産業は、第 3 次産業が中心であり、第 1 次・第 2 次産業ともに、就業人口は減少傾向がみられます。就業人口全体では、平成 12 年に一時減少がみられるものの、平成 17 年には、45,922 人と増加に転じています。



資料：国勢調査

(2) 女性の就業状況

女性の就業状況を性別の就業人口からみると、増加傾向にあり、平成 17 年の女性就労人口は 17,917 人、就業人口における女性の構成比は 39.0%を占めています。



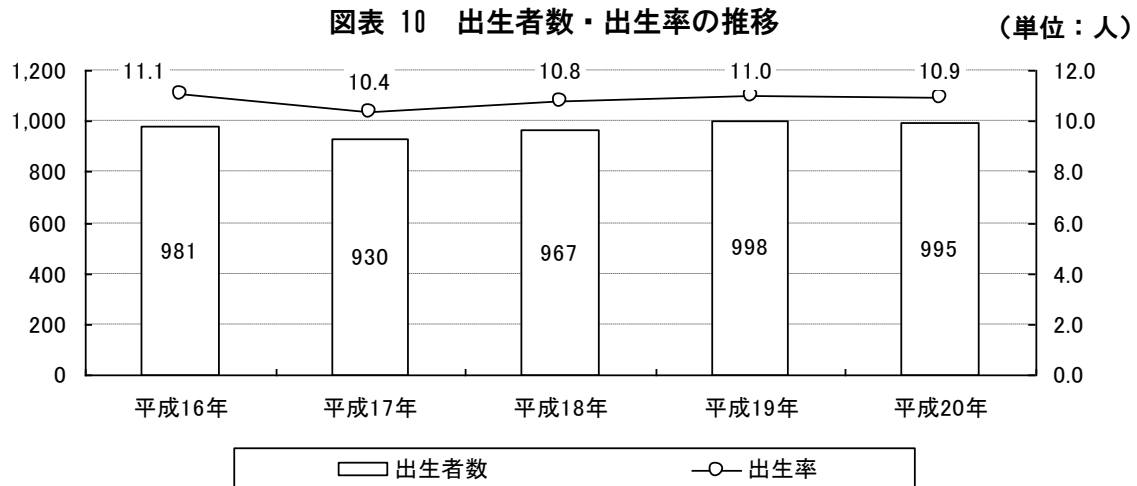
資料：国勢調査

3 出生・死亡

平成16年～平成20年における本市の出生者数の推移は、各年とも900人台で推移しており、期間の平均した出生者数は974.2人となっています。

また出生率は、県と比較すると毎年2.1～2.5ポイント上回っており、県内でも出生率が高いことがわかります。なお、本市の平成20年の出生率は10.9人となっています。

※出生率…人口1,000人あたりにおける出生数



資料：人口動態統計

図表 11 出生率の比較 (単位：人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
神栖市	11.1	10.4	10.8	11.0	10.9
茨城県	8.9	8.3	8.6	8.5	8.4

資料：人口動態統計

一方、新生児・乳幼児・周産期（妊娠22週から生後満7日未満までの期間）の死亡数の状況は、新生児・乳幼児の死亡者数が1～3人で推移しているほか、周産期死亡者数では、平成16年に9人と、近年では特に多くなっています。

なお死産数は、平成16年は39人となっていますが、平成17年以降は30人前後で推移し、平成20年の死産数は34人となっています。

※死産数…自然死産数と人工死産数（人工中絶）が含まれます

図表 12 死亡状況の推移 (単位：人)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
新生児死亡数	1	2	0	1	0
乳児死亡数	1	2	1	3	3
周産期死亡数	9	7	4	6	5
死産数	39	30	28	29	34

4 婚姻・離婚

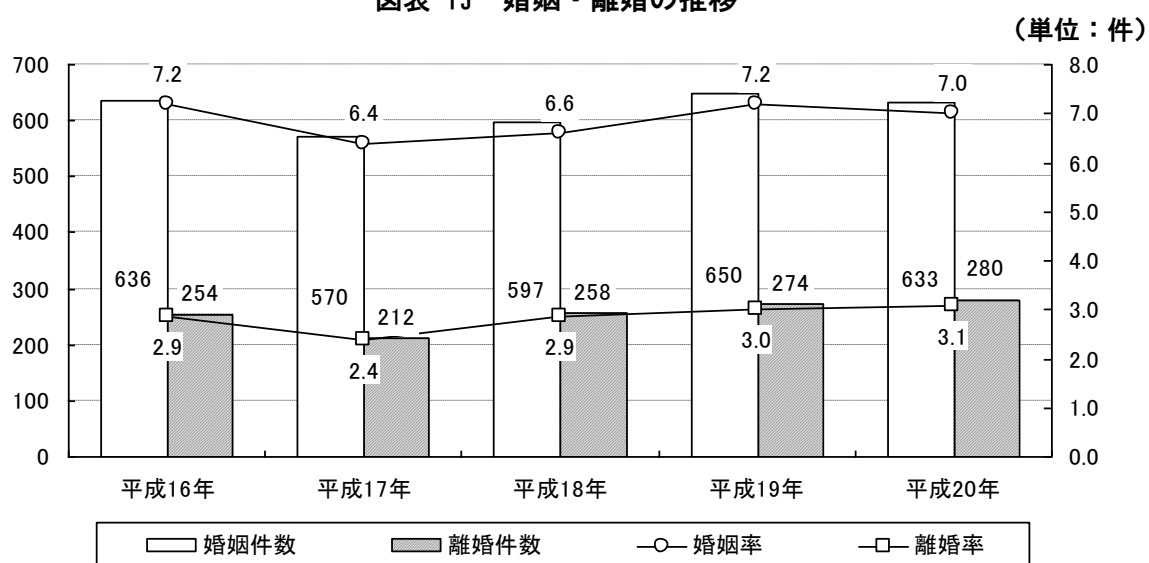
平成16年～平成20年における本市の婚姻件数は、平成19年の650件が最も多く、平成16～平成20年における平均は、婚姻件数617.2件、婚姻率6.9件となっています。

なお、平成20年の婚姻状況としては、婚姻件数633件、婚姻率7.0件と、近年の平均は上回るものの、前年比では減少がみられます。

一方離婚状況では、平成18年以降増加し、平成20年における離婚件数は280件、離婚率は3.1件となっています。

※婚姻（離婚）率…人口千人あたりの婚姻（離婚）の件数

図表 13 婚姻・離婚の推移



(単位：件)

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平均
婚姻件数	636	570	597	650	633	617.2
婚姻率	7.2	6.4	6.6	7.2	7.0	6.9
離婚件数	254	212	258	274	280	255.6
離婚率	2.86	2.38	2.87	3.02	3.08	2.8

資料：人口動態統計

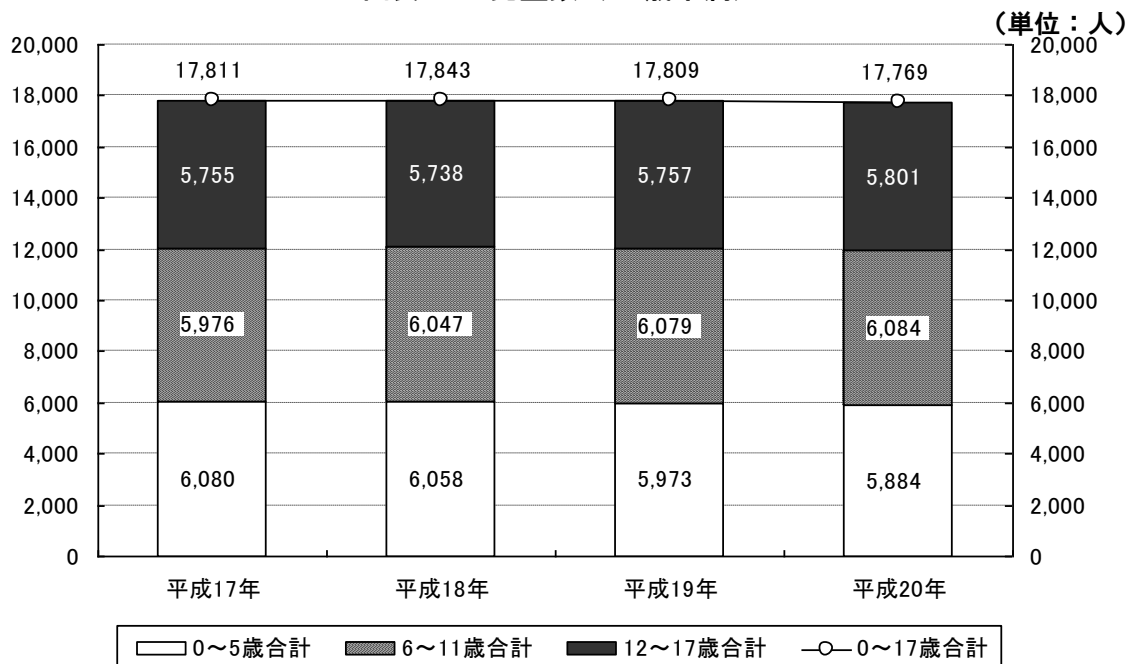
第2節 児童数と子育て世帯の動向

1 児童数の推移

住民基本台帳における、18歳未満の人口（児童数）は、平成19年より減少しています。
年齢区分でみると、特に6～11歳、12～17歳の児童数は増加しているものの、0～5歳の児童数は、平成17年より減少していることがわかります。

また、総人口に占める児童人口の構成比では、平成17年より減少がみられます。

図表 14 児童数（18歳未満）



図表 15 児童数（18歳未満）

(単位：人・%)

区 分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
総人口	89,333	90,238	90,867	91,385
児童人口	17,811	17,843	17,809	17,769
0～5 歳	6,080	6,058	5,973	5,884
6～11 歳	5,976	6,047	6,079	6,084
12～17 歳	5,755	5,738	5,757	5,801
構成比 (児童人口/総人口)	19.9	19.8	19.6	19.4

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

2 子どものいる世帯の状況

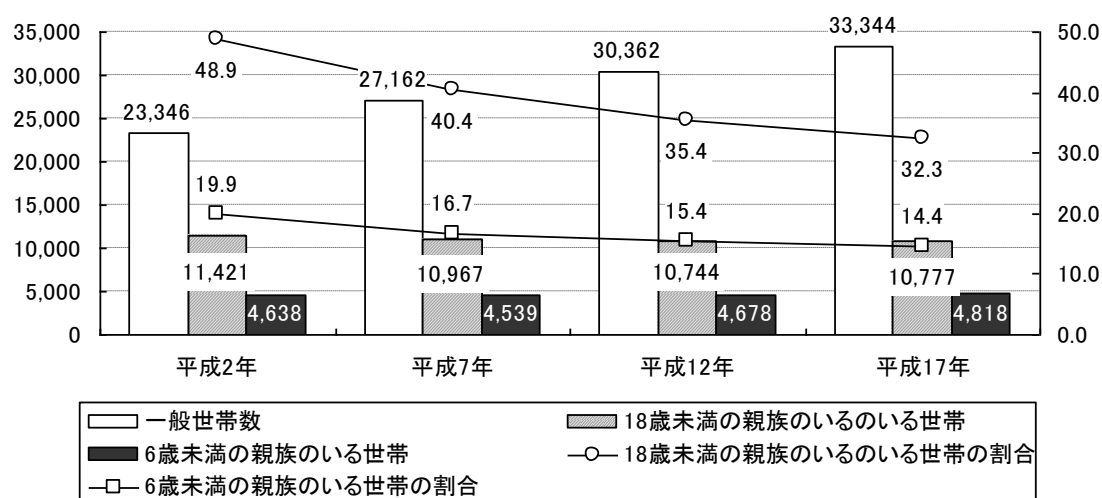
国勢調査にみられる子どものいる世帯の状況は、一般世帯数の増加傾向に対し、6歳未満の親族のいる世帯数は、平成7年に減少していますが、平成12年以降は増加しています。

また、18歳未満の親族のいる世帯では、平成12年に減少しましたが、平成17年には再び増加に転じています。

一方、一般世帯数に占める構成比では、18歳未満の親族のいる世帯、6歳未満の親族のいる世帯ともに、年々減少傾向がみられ、平成17年における18歳未満の親族のいる世帯の構成比は32.3%、6歳未満の親族のいる世帯では14.4%となっており、世帯数の増加するなかで、子育てをする世帯の割合が減少している傾向がみられます。

(単位：世帯・%)

図表 16 子育て世帯の状況



資料：国勢調査

参考までに、市全体の核家族の状況としては、夫婦のみの世帯が、平成17年に5,000人を上回っているほか、父親と子ども（父子世帯）は497世帯、母親と子ども（母子世帯）は2,255世帯と、それぞれ増加がみられます。

図表 17 (参考)核家族世帯の状況

(単位：世帯)

区 分	一般世帯数	核家族	核家族			
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども
平成2年	23,346	13,403	2,571	9,478	254	1,100
平成7年	27,162	15,087	3,610	9,791	301	1,385
平成12年	30,362	16,634	4,490	9,971	381	1,792
平成17年	33,344	18,128	5,237	10,139	497	2,255

資料：国勢調査

第3節 市の子育て支援及びサービスの状況

1 本市の子育て施設等の状況

平成21年4月現在の中学校区別にみた子育て施設等の状況は、以下のとおりです。
特に幼稚園、放課後児童クラブは、各中学校区に配置されています。

図表 18 本市の子育て施設等の状況（平成21年4月現在）（単位：か所）

地区名	公立 保育所	私立 保育園	幼稚園	放課後 児童 クラブ	児童館	子育て 支援 センター	子育て 広場	保育所 ふれあい サロン
神栖一中区	0	4	1	2	1	3	0	0
神栖二中区	0	5	1	2	1	3	1	0
神栖三中区	2	0	1	1	1	0	1	0
神栖四中区	1	0	1	2	1	0	0	0
波崎一中区	1	5	1	3	1	1	0	1
波崎二中区	0	0	1	1	0	0	0	0
波崎三中区	0	2	2	3	0	0	1	0
波崎四中区	0	1	1	2	1	0	0	0
合計	4	17	9	16	6	7	3	1

資料：こども課

2 本市の保育サービスの実施状況

平成21年4月1日現在における本市の保育サービス実施状況は、次のとおりです。

図表 19 本市における保育サービスの実施状況（平成21年4月1日現在）

	設置 主体	実施場所	開所時間 (延長含む時間帯)	延長 保育	休日 保育	病後児 保育	一時 預かり
1	公	うずも保育所	7時～19時 (12時間)	○			○
2	公	大野原保育所	7時～19時 (12時間)	○			○
3	公	海浜保育所	7時～19時 (12時間)	○			○
4	公	波崎保育所	7時～19時 (12時間)	○			○
5	私	萬徳寺保育園	7時～19時 (12時間)	○			○
6	私	星和保育園	7時～19時 (12時間)	○			○
7	私	深芝保育園	7時～19時 (12時間)	○			○
8	私	白十字保育園	7時20分～18時50分 (11.5時間)	○		○	
9	私	軽野保育園	7時20分～18時50分 (11.5時間)	○		○	
10	私	平泉保育園	7時～19時 (12時間)	○			
11	私	神栖あおぞら園	6時45分～20時30分 (13.75時間)	○	○	○	○
12	私	ぴよぴよ保育園	7時～19時 (12時間)	○	○	○	○
13	私	きさき保育園	7時～19時 (12時間)	○	○		○
14	私	柳川保育園	7時30分～18時30分 (11時間)				
15	私	波崎ひかり保育園	7時～19時 (12時間)	○	○		○
16	私	赤ちゃんランドスマイル	7時～19時 (12時間)	○	○		○
17	私	太田保育園	7時～18時30分 (11.5時間)	○			○
18	私	矢田部保育園	7時15分～18時45分 (11.5時間)	○			○
19	私	舎利保育園	7時～18時30分 (11.5時間)	○			○
20	私	みだ保育園	7時15分～18時15分 (11時間)				○
21	私	あすなろ保育園	7時30分～18時 (10.5時間)				○
計				18か所	5か所	4か所	17か所

資料：こども課

3 保育所（園）

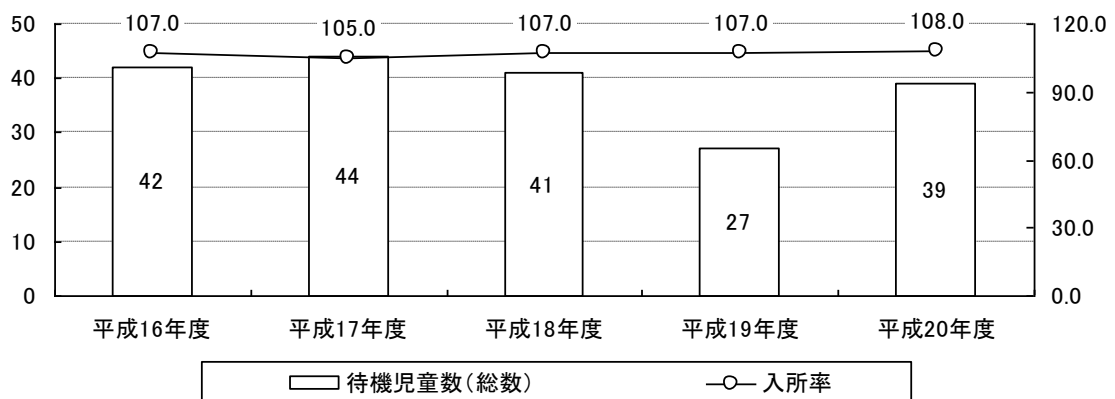
保育所（園）の入所率は、定員に対し各年ともに5～8%程度増加して推移しています。

こうした状況のなかで、近年の待機児童数では平成17年度の44人が最も多く、平成19年度には、27人に減少しているものの、平成20年度には再び増加に転じ、待機児童数は39人となっています。

年齢別の待機児童の状況をみると、平成18年度以降、0歳児の待機児童の増加がみられ、早期から子どもを預けたい家庭の増加しているといった、子育て家庭の利用意向に変化がみられます。

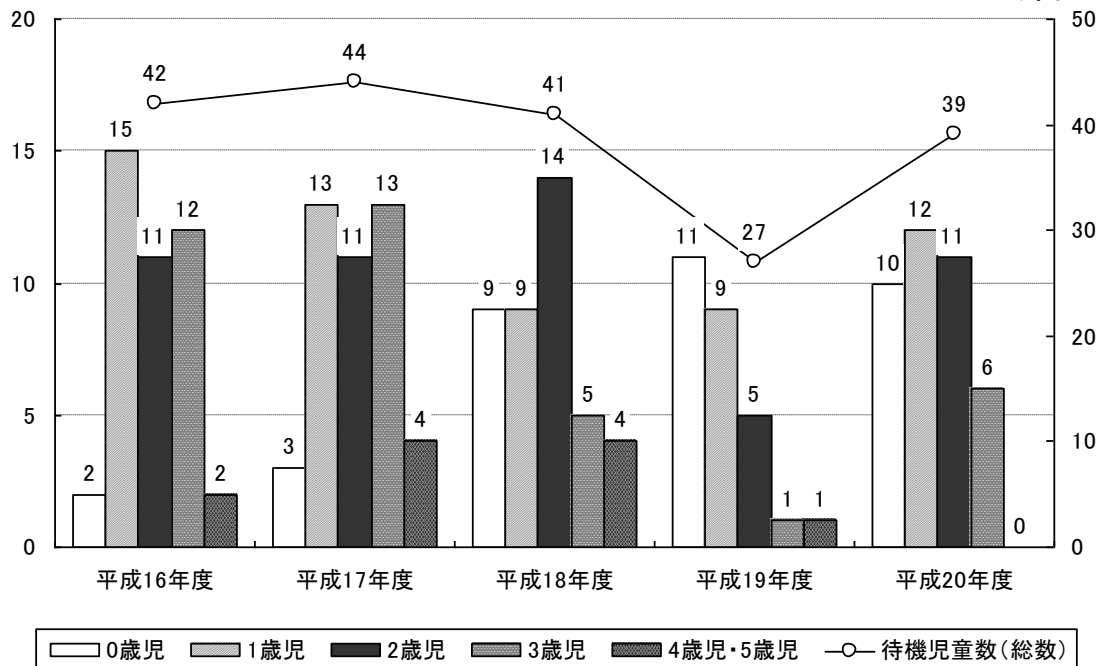
図表 20 入所率と待機児童数の推移

（単位：人・％）



図表 21 年齢別待機児童の状況

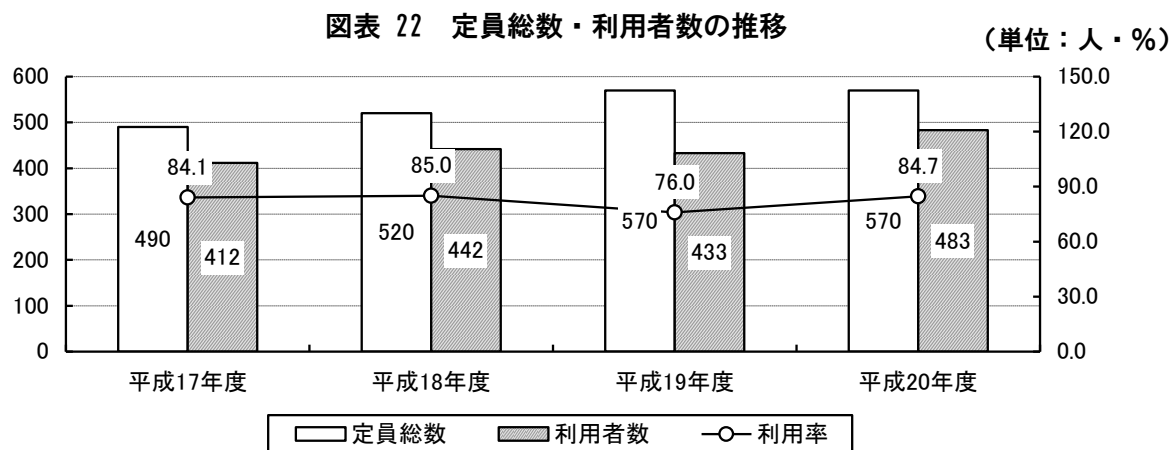
（単位：人）



資料：こども課

4 放課後児童クラブ

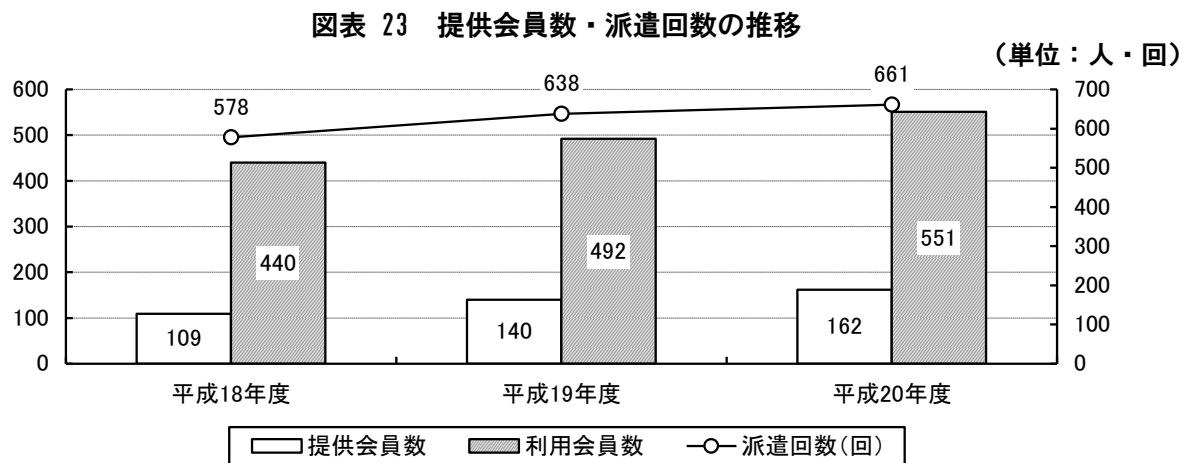
平成 17 年度以降の放課後児童クラブの定員及び利用者の状況をみると、各年度ともに定員数に対して利用者数が下回っており、定員数に対して、概ね 8 割の利用率で推移しています。



資料：こども課

5 ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターの利用は、提供会員数、利用会員数ともに年々増加しています。派遣回数についても増加傾向にあり、1 回当たりの利用時間は、概ね 2 時間程度となっています。



図表 24 提供会員数・派遣回数の推移

(単位：回・時間)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
派遣回数 (回)	578	638	661
派遣時間 (時間)	1,211.5	1,415.0	1,218.0
1 回当たりの利用時間 (時間/回)	2.1	2.2	1.8

6 相談

児童相談所（福祉相談センター 鹿行児童分室）では、毎年度 160～170 件の相談を受け付けています。

近年の相談件数の推移から、特に大きな変化がみられる項目としては虐待があり、平成 19 年度には 49 件の相談を受け付けています。

図表 25 児童相談所 受付件数

（単位：件）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
総 数	157	177	160	179	176
養 護	53	54	69	76	57
虐待（再掲）	32	29	25	49	38
保 健	0	0	0	0	0
心身障がい	63	92	64	74	83
非 行	19	8	5	7	10
育 成	18	15	21	17	17
不登校（再掲）	5	1	5	6	4
そ の 他	4	8	1	5	9

資料：福祉相談センター 鹿行児童分室

第3章 基本課題の整理

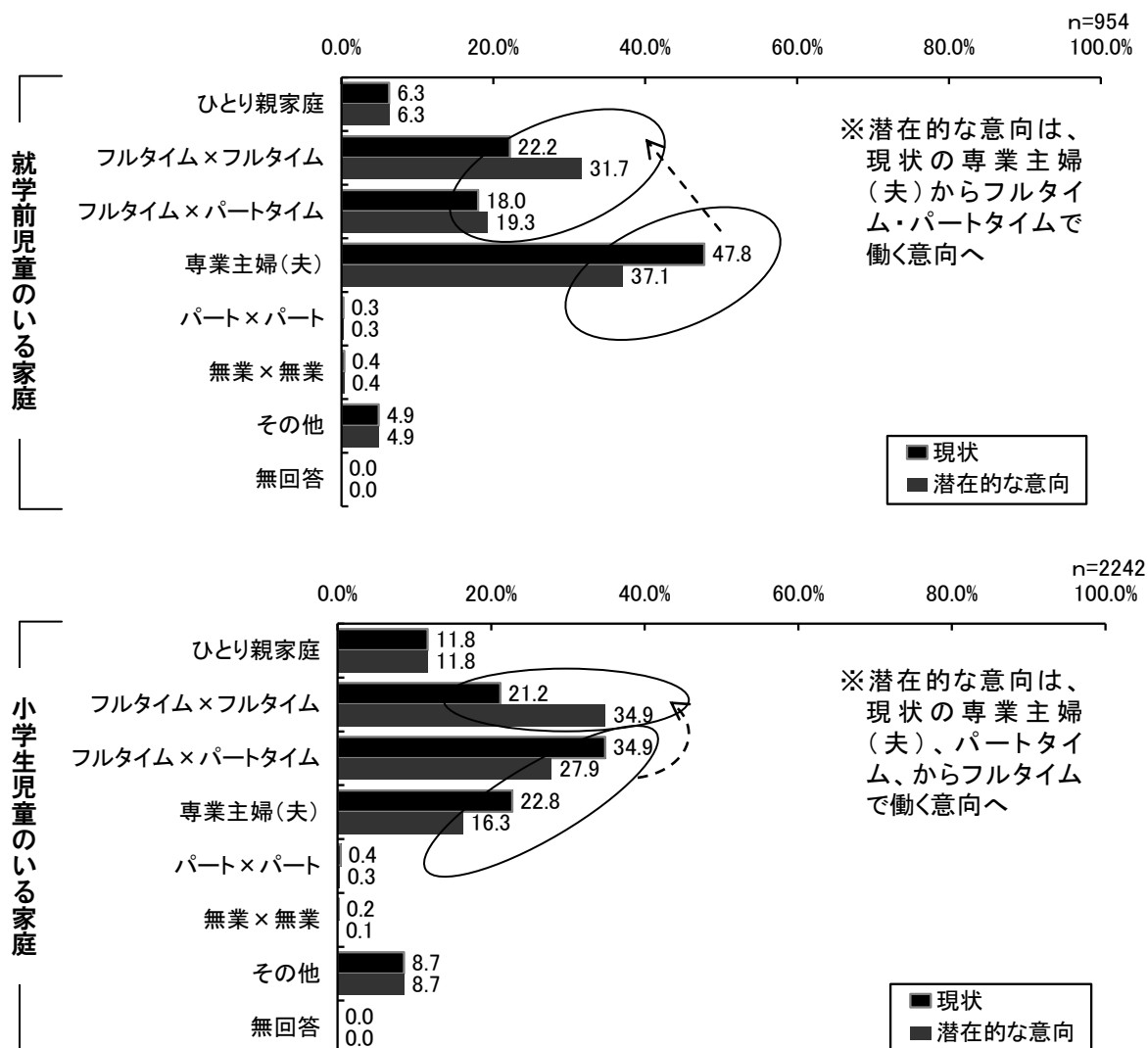
第1節 子育て家庭の生活実態と意識の変化

1 子育て家庭の家族類型と支援の状況

(1) 家族類型（現状・潜在的な意向）

現状の子育て家庭の状況としては、就学前児童のいる家庭では「専業主婦（夫）」、小学生児童のいる家庭では「フルタイム×パートタイム」の家庭がそれぞれ最も多くなっていますが、潜在的な意向では「フルタイム×フルタイム」の意向がそれぞれ3割を占め、母親もフルタイムで働きたいという意向がうかがえます。

図表 26 家族類型



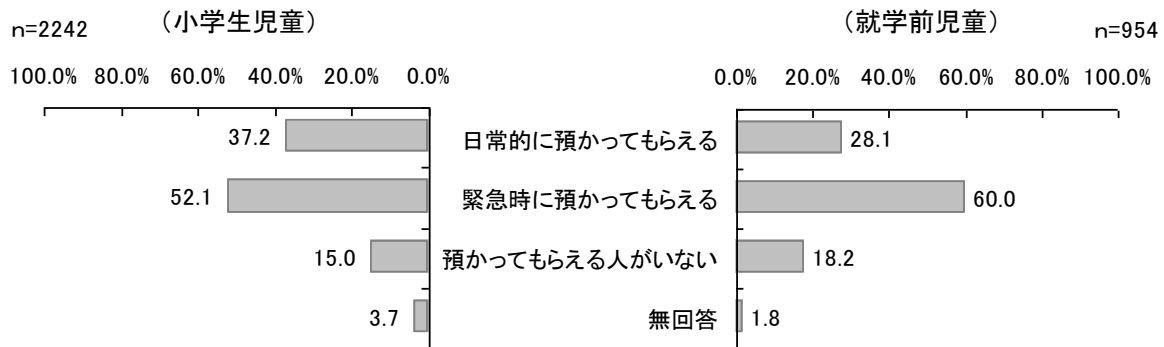
資料：アンケート調査

(2) 預かってもらえる人の状況

身近に親族や知人に預かってもらえる状況としては、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに「緊急時に預かってもらえる」と回答した割合が最上位に挙がっています。

一方で、「預かってもらえる人がいない」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭で、18.2%、小学生児童のいる家庭で15.0%を占め、地域での孤立状態が懸念されます。

図表 27 預かってもらえる人の状況

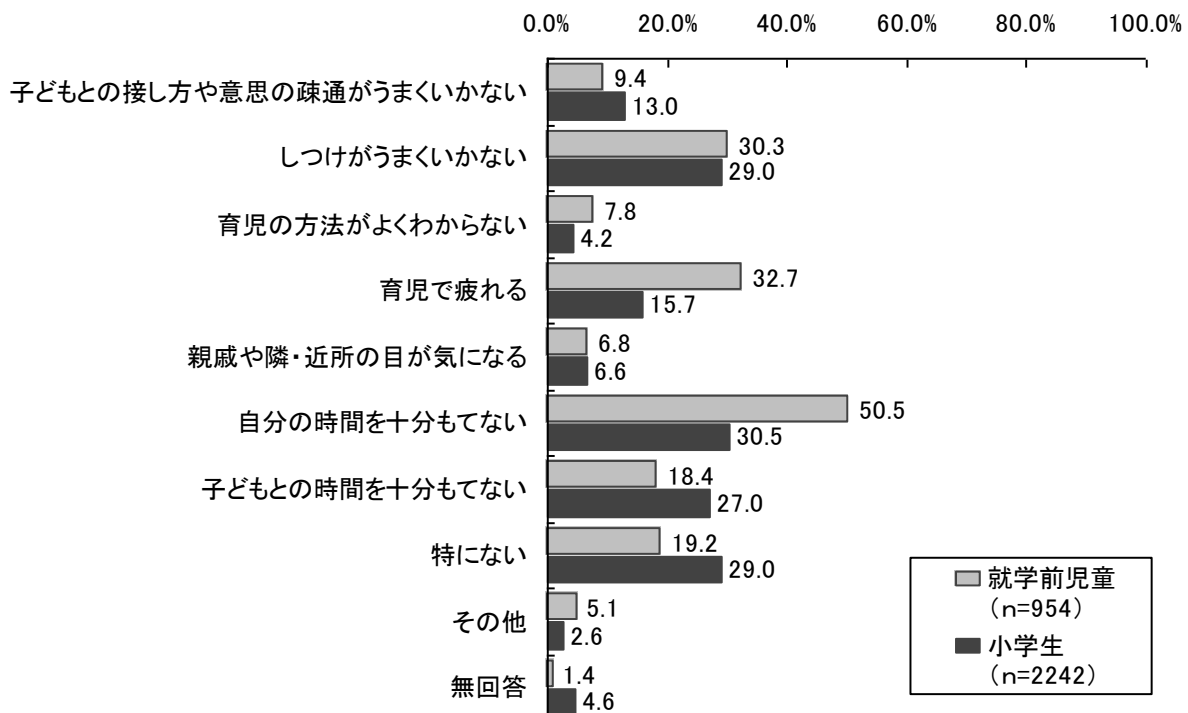


資料：アンケート調査

2 子育ての負担感と父親の子育て参加

子育て家庭の保護者自身の子育てについての不安や悩みについては、就学前、小学生の保護者ともに「自分の時間を十分もてない」ことを第1位に挙げており、特に就学前では、50.5%と半数以上を占めています。

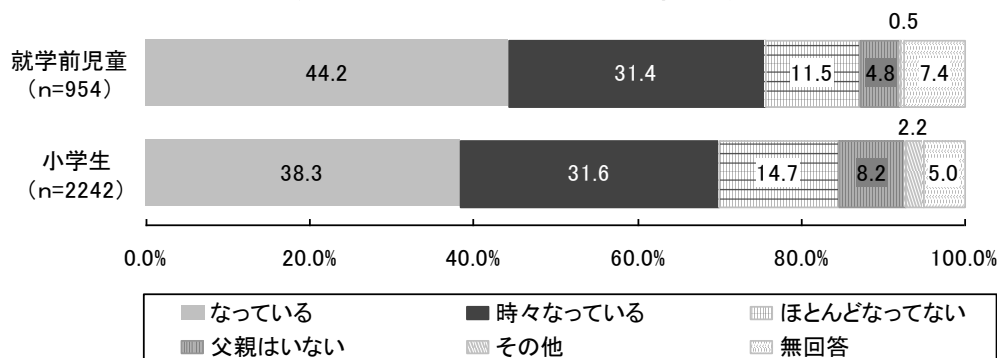
図表 28 子育ての負担感



資料：アンケート調査

父親の育児への参加として、母親の相談相手、精神的な支えになっているかについてみると、「なっている」と回答した割合は、いずれも4割であり、「時々なっている」を合わせると、“なっている”との回答が7割を占めています。

図表 29 母親の相談相手、精神的な支え



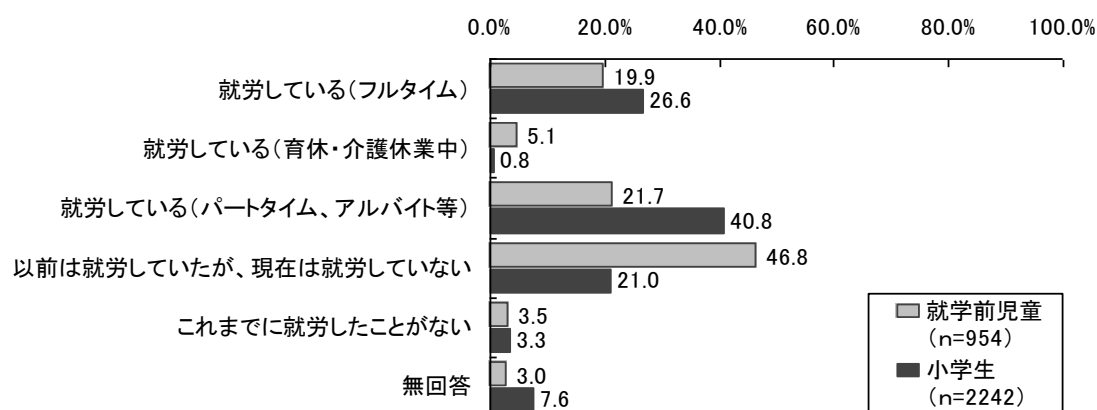
資料：アンケート調査

3 仕事と家庭の両立

(1) 母親の就労状況

母親の就労状況として、就学前児童の保護者では、「就労している（フルタイム）」（19.9%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（21.7%）を合わせた就労率は、41.6%、小学生の保護者では、「就労している（フルタイム）」（26.6%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（40.8%）を合わせた就労割合は、67.4%となっています。

図表 30 母親の就労状況



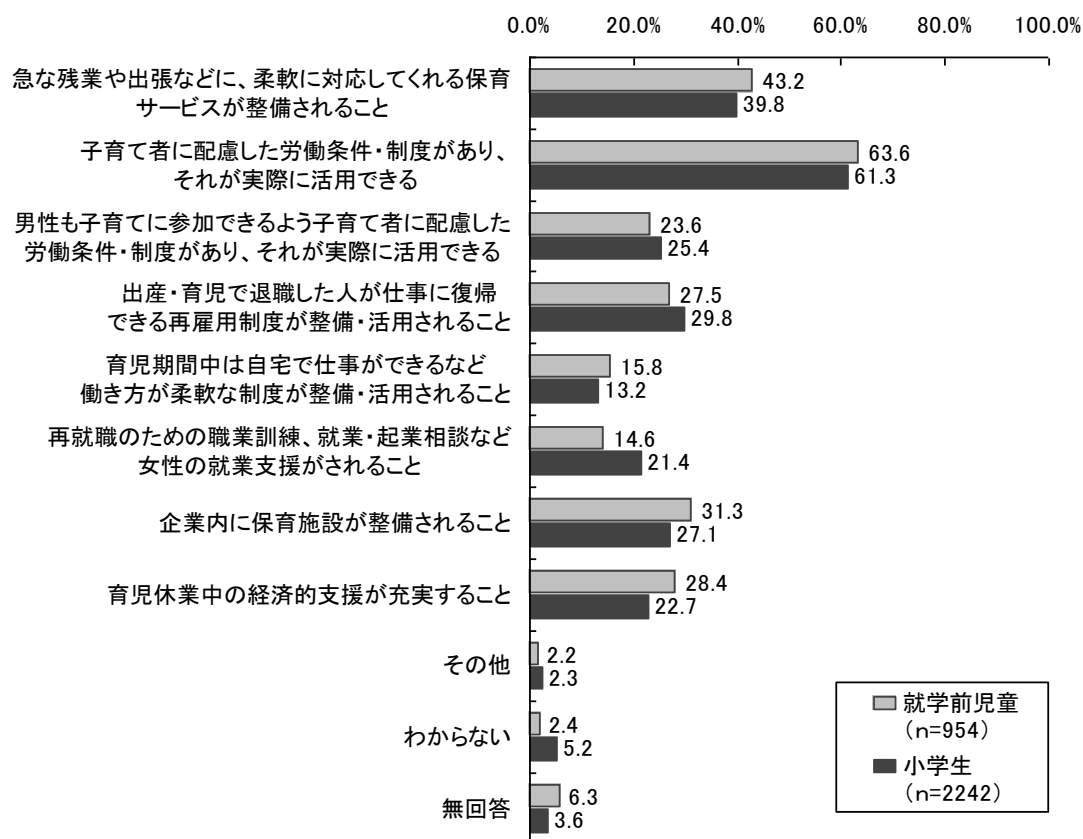
資料：アンケート調査

(2) 女性にとって子どもを育てながら働くために重要な就労環境

女性にとって子どもを育てながら働くために重要な就労環境としては、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「子育て者に配慮した労働条件・制度があり、それが実際に活用できる」が最も多く、いずれも6割を占めています。

女性が実際に就労しながら子育てを実現していくためには、子育て支援や保育サービスと合わせて、就労環境が整うことも重要となっています。

図表 31 女性にとって子どもを育てながら働くために重要な就労環境



資料：アンケート調査

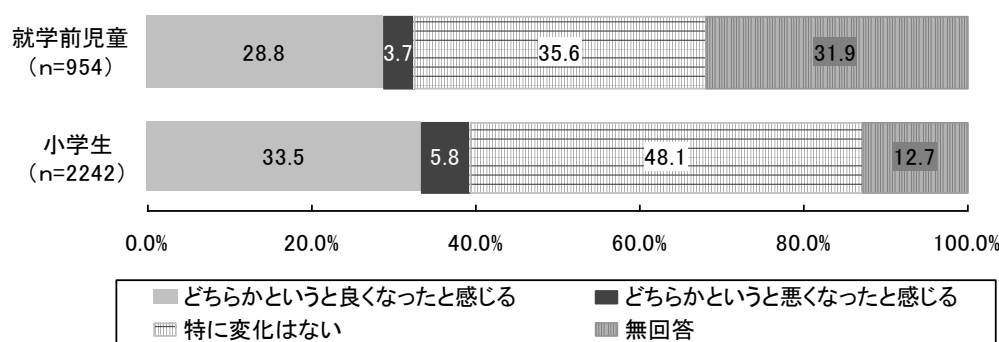
4 子育てのしやすさ

地域の子育てのしやすさについて、5年前と比べて「どちらかというとも良くなったと感じる」と回答した割合は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに3割前後となっており、また「どちらかというとも悪くなったと感じる」は、いずれも1割未満となっています。

良くなった点として、就学前では「児童館等の子ども施設の整備状況」（37.8%）、小学生では「放課後児童クラブの整備状況」（39.7%）をそれぞれ第1位に挙げています。

また悪くなった点では、「遊び場の整備状況」を、就学前、小学生ともに第1位に挙げており、いずれも5～6割を占めているほか、「交通事故の危険」、「同世代の子どもで遊びあえる環境」を次いで上位に挙げています。

図表 32 子育てのしやすさ



5 市に望む子育て支援

市に対して充実を望む子育て支援策としては、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」、「保育所（園）や幼稚園にかかる費用の軽減」、「誰でも気軽に利用できる保育サービス」を、就学前、小学生の保護者ともに上位に挙げています。

また小学生児童の保護者では、「企業に対して職場環境の改善」といった“就業環境への意向”が特に上位に挙がっています。

図表 33 市に望む子育て支援（上位5項目）

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
就学前児童 (n=954)	子連れでも 出かけやすく 楽しめる場所	安心して子ども が医療機関にか かれる体制	保育所（園）や 幼稚園にかかる 費用の軽減	誰でも気軽に 利用できる 保育サービス	保育所（園）を 増やしてほしい
	49.6%	43.3%	38.6%	20.4%	18.6%
小学生 (n=2242)	安心して子ども が医療機関にか かれる体制	子連れでも 出かけやすく 楽しめる場所	誰でも気軽に 利用できる 保育サービス	保育所（園）や 幼稚園にかかる 費用の軽減	企業に対して 職場環境の改善
	57.7%	51.7%	19.9%	18.2%	17.2%

資料：アンケート調査

第2節 前期計画の評価

1 前期計画における主要事業の進捗及び評価

前期計画（旧神栖町・旧波崎町）における基本目標内容をもとに、本市の子育て、次世代育成に係る主な目標事業量の達成状況を次のように評価します。

図表 34 主な事業の評価

基 本 目 標	主な目標 事業量 (項目数)	平成 20 年度における 達成状況 (項目数)			
		○	△	▲	—
1 地域における子育て支援	20	18	0	1	1
2 親子の健康の確保	30	19	3	1	7
3 子どもが心身ともに健康に育つために	21	17	3	1	0
4 子どもの個性と創造性を育む環境整備	6	3	1	2	0
5 子どもにやさしい安心・安全なまちづくり	4	4	0	0	0
6 仕事と子育ての両立支援	18	8	6	0	4
7 子どもの人権擁護の推進	3	3	0	0	0
計	102	72	13	5	12

(達成状況の区分)

区 分	達 成 度 の 概 要
○	目標値を概ね達成した
△	目標値は未達成だが、前年度よりも改善している
▲	目標値に対して未実施または、基準年から改善していない（変化がない）
—	実施にあたって、他の事業へ統合あるいは事業終了となった

資料：こども課

2 基本目標における施策・事業の主な実施概況

上記の各基本目標における施策・事業の主な実施概況は、次のとおりです。

(1) 地域における子育て支援

- 地域子育て支援拠点事業では、保育所（園）を中心に、地域子育て支援センターを設置しており、目標の3か所を上回る7か所で実施されています。
- つどいの広場事業（子育て広場）は、目標の1か所を上回る3か所で実施されています。
- 母親クラブについては、当初の4団体から3団体へ縮小しているため、市では、クラブ員の募集を行い、組織の強化、組織の創設に努めています。

（２）親子の健康の確保

- 妊婦や乳幼児への各種健診、相談事業のほか、新たに子育てをする家庭を対象としたマタニティセミナー、ニューファミリーセミナーを実施しています。
- 妊婦が健診費用を心配せず、必要な回数（14 回程度）の健診を受けられるよう、母子健康手帳の交付時、妊婦一般健康診査の助成を行っています。
- 生後 2 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問（こんにちは赤ちゃん事業）し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行っています。
- 乳幼児健診の受診率は、概ね増加がみられますが、乳児委託健診では、4 か月児健診時に周知をしているものの、集団健診時よりも受診率は低い状況にあります。
- 各種の相談事業については、他の事業との調整や統合を図っており、実施において事業の充実に努めています。

（３）子どもが心身ともに健康に育つために

- スクールカウンセラーや登校支援等、思春期の児童をはじめとした各種相談事業や家庭教育、子育て講座、健康教育といった学習機会を提供しています。
- 学校の整備・適正化や学力の向上に努めるほか、幼保一元化施設についても整備にむけて情報の収集に努めています。
- 障がいのある子どもへの保育では、幼稚園で 9 か所、保育所（園）では 20 か所で受け入れており、今後は市内全園での実施をめざしています。

（４）子どもの個性と創造性を育む環境整備

- 子ども会では、組織の均整化をめざしていますが、実現に至っていない状況です。
- 放課後子ども教室については、現在 9 クラブに減少しています。
- 英語指導助手 (ALT) を各中学校に派遣するほか、平成 20 年度には、午後に学区内の小学校へも派遣する等活動の充実を図っています。

（５）子どもにやさしい安心・安全なまちづくり

- 通学路の安全確保に向け、市内を 6 ブロックに分けて安全対策に取り組むほか、地域の防犯対策に取り組んでいます。

（６）仕事と子育ての両立支援

- 仕事と子育ての両立支援として、市では多様な保育サービス、放課後児童クラブを実施しています。

（７）子どもの人権擁護の推進

- さまざまな相談機関、保健活動の機会を活用し、児童虐待の早期発見に努めるほか、神栖市要保護児童対策地域協議会において、きめ細やかな対応に努めています。

第3節 後期計画にむけた取り組み・基本課題

現況及びアンケートによる意向等を踏まえ、後期計画にむけた取り組み・基本課題を、次のように整理します。

1 保育サービスの利用意向は早期化・多様化へ

これまでの保育サービスの利用では、“3歳までは家庭で子育て”をする傾向がみられましたが、母親の潜在的な就労意向や待機児童の状況等から、0歳児・1歳児といった早期から子どもを預けたい子育て家庭が増えており、子育て家庭の利用意向にも変化があらわれています。

そのため、今後は保育サービスを利用したい家庭が待機をすることなく、多様な保育サービスが利用できるよう、充実を図る必要があります。

2 保育・子育て支援サービスの利用促進にむけて

子育てをする親（女性）の社会進出の増加、雇用・就労形態の多様化、さらには経済的な問題等、さまざまな要因が考えられますが、今後さらに少子化が進むなかで、現行の子育てサービスの安定した供給に努めるとともに、利用者の必要性（利用意向）にあった多様な保育サービスの提供の検討が必要です。

市の子育て支援サービスについては、各種サービスを利用しやすいサービスへと工夫するとともに、利用者に対して必要な情報を発信し、サービスの利用向上を図る必要があります。

3 男女ともに仕事と家庭を両立する社会へ

子育てをしている家庭の親が、多様な生き方が選択・実現できる社会（ワーク・ライフ・バランス）の実現にむけて、家庭・地域・行政が子育てに関して、それぞれ補完しあえる協力体制を考えていく必要があります。

特に、女性にとって子どもを育てながら働くためには、家庭での父親の育児参加や地域に暮らす親族や知人の支えが必要であると同時に、企業等への働きかけも重要です。

4 地域での居場所づくり・支え方の工夫

地域においては、同居・近居する親族や知人に子どもを預けられる環境もみられますが、子育て家庭の状況によっては、いざというときの支えがなく、困りごとを抱えてしまうといった懸念もあり、地域における子ども同士や子育て家庭で集まれる“場”や“仲間づくり”も必要です。

一方で、次代を担う子ども達をどのように見守っていくかについて地域の役割を明らかにする等、安心・安全で子育てしやすい環境づくりが求められています。

(白 紙)